

～健康と快適は窓から!～



# 管理組合による マンションの 省エネルギーリフォームを支援します。

大規模修繕とあわせて高性能な断熱窓への省エネ改修!  
補助金を活用して、かしこく資産価値向上!

## 先進的窓リノベ事業

住宅の断熱性能向上のための  
先導的設備導入促進事業等

概要: 高性能な断熱窓への改修について、工事内容に応じて**最大200万円/戸**を補助

対象者: 令和4年11月8日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工、申請した方

受付期間: 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。

## 窓のリフォームを行えば、イイこといっぱい!



### 快適性の向上

室内の温度を  
快適に保ちます!



### 家族の健康

ヒートショック、高血圧、  
熱中症対策に寄与します!



### 結露対策

結露をおさえ、  
カビ・ダニを予防します!



### 防犯性UP

侵入等に強い窓に  
交換することも可能です。



### 防音性UP

防音に配慮した窓にすることで、  
騒音や音漏れを軽減します!

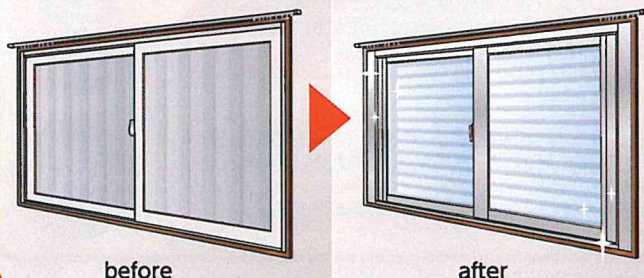


### デザイン性UP

全住戸が一緒にリフォームすれば  
外観の統一感も保てます!

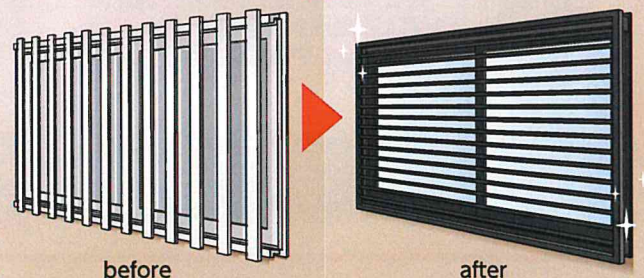
### 外窓交換 (カバー工法)

現在の窓サッシの上に  
新たな窓サッシを被せる



### 外窓交換 (はつり工法)

現在の窓サッシを撤去  
新たな窓サッシへ交換





# マンションの管理組合のみなさんへ

## 窓以外の省エネリフォームにも補助事業が活用できます!

### 給湯省エネ事業

高効率給湯機導入促進による  
家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

概要：①家庭用燃料電池（エネファーム）  
②ヒートポンプ給湯機（エコキュート）  
③ハイブリッド給湯機を設置する場合に定額を補助  
(①は15万円、②及び③は5万円)

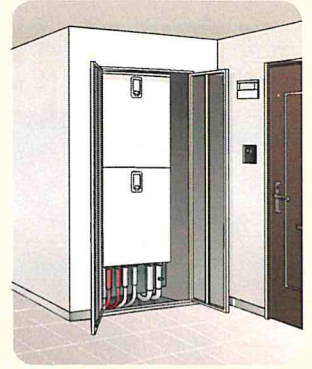
対象者：令和4年11月8日以降に契約を締結し、  
事業者登録後に着工、申請した方

受付期間：令和5年3月下旬～予算上限に達するまで  
(遅くとも令和5年12月31日まで)

※申請はハウスメーカー、工務店、家電量販店、エネルギー供給事業者  
を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。



エネファーム設置例



エコキュート設置例

### こどもエコすまいる支援事業 (リフォーム)

概要：①～⑧の工事に応じて補助額を設定、補助上限額は30万円（世帯要件により最大60万円）

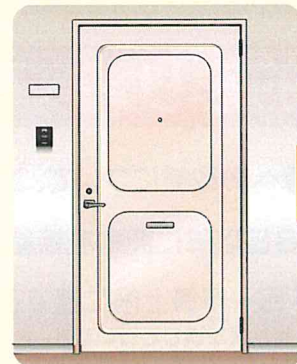
- ①開口部の断熱改修 ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③エコ住宅設備の設置
- ④子育て対応改修 ⑤開口部の防災性向上改修
- ⑥空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
- ⑦バリアフリー改修 ⑧リフォーム瑕疵保険等の加入

※①～③のいずれかの工事が含まれていることが必須。例外として、  
「先進的窓ノベ事業」又は「給湯省エネ事業」において交付決定を  
受ける場合は、①～③に該当する工事を含まれているものとして取り  
扱います。

対象者：令和4年11月8日以降に「リフォーム工事」に着手し、  
申請した方

受付期間：令和5年3月下旬～予算上限に達するまで  
(遅くとも令和5年12月31日まで)

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。  
お早めの申請をおすすめします。



高性能断熱ドアへのリフォームのイメージ

要件等の詳細は

住宅省エネ2023キャンペーン

検索

お問合せ先 住宅省エネ2023キャンペーン補助事業合同お問合わせ窓口

☎0570-200-594 (IP電話は045-330-1340)

URL : <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>



### マンションリフォームQ&A



マンションの省エネリフォームを行う場合に融資を活用できるの？

住宅金融支援機構では、管理組合が行う共用部分のリフォームへの融資制度があります。また、マンション管理計画認定を取得すれば、融資の金利が引き下げられます！詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。



マンションの省エネリフォームにはどんな種類があるの？  
どうやってやればいいのか？

国土交通省では、マンションのさまざまな改修内容や方法を紹介する「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」を公開しています！ご参考としてください。



マンションの省エネリフォームに関する心配・疑問は、どこに相談すればいいのか？

(公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住まいのダイヤル」にご相談ください。経験豊富な相談員が、相談をお受けします！  
※補助事業に関するご質問は、「お問合わせ先」までご連絡ください。

